

畜産経営情報

平成24年4月1日に食品の基準値が見直されるにあたり、豚、家きん、馬、養殖魚用飼料中の放射性セシウムの暫定許容値が変りました。暫定許容値を超える飼料を使用しないようにしましょう。

改正内容(4月1日施行)

	(旧暫定許容値)	(新暫定許容値)
豚用飼料1kgあたり	300ベクレル	80ベクレル
家きん用飼料1kgあたり	300ベクレル	160ベクレル
馬用飼料1kgあたり	300ベクレル	100ベクレル
養殖魚用飼料1kgあたり	100ベクレル	40ベクレル

○愛玩動物に給与される飼料は対象となりません

○飼料製造会社には団体を通じて農林水産省から通知されています

長野県産飼料の取扱いについて

○長野県では、昨年、長野県産の飼料用米、飼料作物、稲わら、稲発酵粗飼料、の放射性物質の検査をしたところ、牧草の1点(10ベクレル)を除きいずれの検体からも放射性物質は検出されていません。

○平成23年産の長野県産の取扱い

飼料用米、飼料作物、稲わら、稲発酵粗飼料は今までどおりご使用頂けます。

○平成24年産の長野県産の取扱い

永年性牧草、夏作の飼料作物(飼料用米、稲発酵粗飼料を除く)は、国の通知により自粛の対象とはなっていません。

※ 飼料用米、稲発酵粗飼料については、別途お知らせします。

県内の農用地土壌、飼料作物等の放射性物質測定結果は、県ホームページで公表しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/nousei/housyanou/housyasen9.htm>

お問合せは、県庁園芸畜産課(電話025-235-7233)